

平成 30 年度第 3 回日野市公契約審議会議事概要

開催日時場所	平成 31 年 2 月 26 日（火） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 50 分 日野市役所 5 階 505 会議室	
出席委員	<p>会 長 西浦 定継（学識経験者 / 明星大学工学部教授）</p> <p>副会長 小池 孝範（学識経験者 / かたくり法律事務所）</p> <p>委 員 佐藤 博司 （事業者団体関係者 / 日野市商工会建設業部会部会長）</p> <p>委 員 亀山 孝一 （事業者団体関係者 / 日野市商工会理事）</p> <p>委 員 三角 幸太郎 （労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会）</p> <p>委 員 伊羅胡 和哉 （労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会）</p>	
<p>次第</p> <p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>（1）労働報酬下限額の設定について</p> <p>（2）委託・指定管理の導入について</p> <p>（3）その他</p> <p>3. 閉会</p>		
質問・意見		回答・結果
<p>2 議事</p> <p>（1）労働報酬下限額の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 31 年度の予算の中で、公契約条例の適用を受ける案件はあるのか。 ・平成 30 年度は労務単価の 90% と設定されているが、2 回の説明会の中でどこまで理解を得る事ができたのか。少し下げた形で運用し、見直しをかけたほうが受け入れられやすいと思う。 ・説明会の参加者アンケートの結果は予想通り厳しいものであった。10 月の施行後、対象案件が 1 件もないままこれまで来ているので、31 年度、対象となる工事を実施してみてもから判断するべきと思う。90% は、これまでの経緯の中で決まった数字なので、 		<ul style="list-style-type: none"> ・いくつかあります。先日、定例の記者会見において「南平体育館の解体工事」と「浅川スポーツ広場の人工芝化工事」が対象となることが公表されました。

まずはこのまま実施するべきと思う。

- ・一度決めた事なのでこのまま31年度は進めて、状況を見て32年度に見直しで良いと思う。行政としては台帳の提出を受けてモニタリングしていくという事で良いか。
- ・今回、国は設計労務単価の公表にあたって、引き上げをした理由を示している。有効求人倍率が5～12倍と高く建設産業の人手不足が明らかで、これに見合うだけの単価設定が必要。また、法定福利費の本人負担分15%や事業主側の必要経費41%も含めて引き上げていると示している。これを踏まえて、市の積算はこの内容を反映するのかという事と、働き方改革の一環として週休2日を目指した工期設定をするのか。
- ・法定福利費が41%と示されているが、2次下請けが1次にはなかなか請求しづらい。市である程度払わないと90%は苦しい。
- ・説明会のあと色々事業者と話をした。積算において、市が単価を上乗せすることは不可能だと思う。現場の作業員の賃金を確保すると、元請は逆にマイナスになってしまう。公契約条例では、労働者の環境整備も大事だが、一方で地元の事業者も潤わなければいけない。単純に考えて、年収の全国平均は450万円。電工の単価25,500円となっていて、1年の労働日数を260日とすると、年収660万円になり、これの90%は約600万円ということになる。
- ・よって、極端ではあるが、70%で良いと思う。設計労務単価が上がるのは結構なことだが、市の公契約条例においては、下限額を下げないと下請けを確保する事ができない。
- ・逆に上げないと労働者の確保が難しいという指摘もあったが、働く人の立場となった場合はどうか。
- ・労働者の確保は企業の努力による。集まら

・実際に請け負った業者からのヒアリングをしていこうと考えています。

・積算に当たっては、国が示した設計労務単価を踏まえて東京都は基準単価を設定しています。市は、都の基準単価に基づき積算するので、反映していると言えます。また、余裕をもった工期の設定については、契約担当として工事主管課に周知しています。

ないから公契約ができないというのは違うと思う。

- ・先ほど意見があったが、法定福利費が下請けまで回らないのが現実。審議の時間がないからここで90%にするというのでは事業者は納得しない。何か根拠が必要で、先ほど言った数字を根拠とするなら70%(全国平均年収450万円÷電工660万円×70%)は妥当と考える。
- ・90%払えない会社は排除されることになる。日野市内業者は誰も手を挙げられなくなる。今の状態で90%が独り歩きして来年も再来年も90%でやりましようとなりかねない。できない業者は参加しないで、大手の業者だけ参加してくださいとなっては市内業者は苦しい。低めに設定して、余裕があったら引き上げていけばいいと思う。
- ・設計労務単価は大きく引き上げられているが、労務単価の引き上げに対して賃金の引き上げが追い付いていないのが現状。
- ・他の自治体はほとんどが90%で、アンケートをみてもそんなに悪いものは無い。
- ・そもそもなぜ工事から始めたのか。公契約条例は指定管理で品質確保が求められたのがきっかけのはず。
- ・総合評価方式を実施しているからということであれば、90%の設定はおかしい。
- ・31年度の設計労務単価の85%は、30年度の設計労務単価の90%と概ね変わらないくらいの金額になる。
- ・公契約条例と総合評価方式は何が違うのか。総合評価方式に準拠した80%であれば業者に説明できなくもない。

- ・日野市の総合評価方式では、労務単価の80%達成を加点項目としているため、公契約条例の理念は確保されているという事があり、導入のし易さという点が一番の理由です。

<p>対象業務を決定するにあたり、金額で目安を付けるか、業務内容で判断するか、次回審議会では事務局案を示して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 委託の中でも清掃職場と医師等の専門職では異なる。件名だけでは業務の中身がわからない。他市の例等も参考にしたい。・ 情報を整理したうえで、次回に審議することとする。	<ul style="list-style-type: none">・ 配布資料を工夫します。
---	---